

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 9月25日

近畿地方整備局長 布村明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局管内で発注される機械設備工事の技術的な評価項目を検討し入札参加希望者から提出される技術資料について、その内容を確認・整理し入札参加決定のための基礎資料を作成するものである。提出される技術資料等には企業の内部情報を含んでおり、その取り扱いには厳格な守秘が要求され、さらに入札参加者決定等の基礎資料を作成することから、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められ、また技術提案書等の取りまとめには、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準に熟知し、積算・設計等に関する基準書の取りまとめを行う技術力が必要なことから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1)業務名 平成19年度機械設備工事技術審査支援業務
- (2)業務内容 近畿地方整備局管内で発注される機械設備工事の技術資料の技術評価項目検討及び技術的所見をとりまとめる技術的支援
- (3)履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、入札及び契約にかかる技術審査を適正に行うため、近畿地方整備局管内で発注される機械設備工事(一般競争入札)の入札参加企業提出資料の内容確認を行い、技術審査に用いる基礎資料の作成を行い技術的支援を行うことを目的とする。

4. 応募要件

- (1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1)基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2)技術力に関する要件

入札参加企業から提出される技術資料等の書類取りまとめを行うことから、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準に熟知し、取りまとめの実績があること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ)又はロ)に該当する関係である。

イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。

ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

4) 守秘性に関する要件

- ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

- ・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した技術審査支援業務

- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した公共工事の発注機関が発注した技術審査支援業務

公共工事の発注機関とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に定められた、国、特殊法人等又は地方公共団体をいう。

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士(建設部門)の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣認定者(建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。)

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した技術審査支援業務
 - ・類似業務：平成 14 年度以降に元請けで受注し完了した公共工事の発注機関が発注した技術審査支援業務
- 公共工事の発注機関とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に定められた、国、特殊法人等又は地方公共団体をいう。

5. 手続等

(1)担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前 1 - 5 - 4 4 大阪合同庁舎一号館 7 階

国土交通省近畿地方整備局 企画部 施工企画課 機械設備係

TEL：06-6942-1141 FAX：06-6942-4439

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成 19 年 9 月 25 日から平成 19 年 10 月 4 日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は 10 時 00 分から 16 時 00 分まで)

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年10月5日(金)17時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年10月19日(金) 16時00分

(4)近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5)詳細は説明書による。